

# 令和7年度 東大和市自転車等駐車対策協議会 資料

日時：令和8年2月25日（水）午前10時00分～  
会場：東大和市 中央公民館 視聴覚室

まちづくり部 都市基盤課

## 目 次

### 議題（２）自転車等駐車対策の現況について（報告）

資料１・・・令和７年度 公共自転車等駐車場の対策一覧

１－１ 公共自転車等駐車場の閉鎖・新設

資料２・・・５駅の駅別乗降客数（１日平均乗降客数）

資料３・・・放置禁止区域内の放置自転車等撤去・返還台数

資料４・・・放置自転車のリサイクル

資料５・・・自転車等駐輪指導員の配置状況

資料６・・・各駅周辺の自転車等駐車場の利用状況調査

資料７・・・各駅周辺の自転車等駐車場の位置図

資料８・・・東大和市自転車等駐車対策協議会委員名簿

資料９・・・東大和市自転車等駐車対策協議会規則

## 令和 7 年度 公共自転車等駐車場の対策一覧

### 1 公共自転車等駐車場の閉鎖・新設（資料 1 - 1）

多摩都市モノレールの延伸事業に伴い、上北台駅周辺の公共自転車等駐車場の一部を閉鎖し、代替の自転車等駐車場を新設した。



※ 令和7年10月29日現在調査時点

【閉鎖】	閉鎖予定日	收容定数	実台数
上北台駅第3	令和8年2月28日	252台	125台
上北台駅第4	令和8年2月28日	96台	7台
合計		348台	132台

【新設】	開設日	收容定数	実台数	空き台数
上北台駅第8	令和7年4月1日	91台	55台	36台
上北台駅第9	令和7年10月1日	92台	56台	36台
上北台駅第10	令和7年10月1日	117台	29台	88台
合計		300台	140台	160台

【閉鎖】 実台数 125台 + 7台 = 132台

【新設】 空き台数 36台 + 36台 + 88台 = 160台

【閉鎖】実台数 合計132台 < 【新設】空き台数 160台

第8～10空き台数の状況から鑑みて第3、第4閉鎖後の実台数不足分は補完可能見込み。

## 5駅の駅別乗降客数(1日平均乗降客数)

## 1. 西武鉄道 駅別1日平均乗降客数

単位:人

年 度	東大和市駅		玉川上水駅		武蔵大和駅	
	乗降人員	前年比	乗降人員	前年比	乗降人員	前年比
2年度	18,620	74.0%	29,750	70.1%	5,609	75.9%
3年度	20,043	107.6%	33,445	112.4%	6,108	108.9%
4年度	21,983	109.7%	37,552	112.3%	6,825	111.7%
5年度	23,054	104.9%	38,665	103.0%	7,151	104.8%
6年度	23,998	104.1%	39,460	102.1%	7,452	104.2%

※資料提供:西武鉄道(株)

## 2. 多摩都市モノレール 駅別1日平均乗降客数

単位:人

年 度	玉川上水駅		桜街道駅		上北台駅	
	乗降人員	前年比	乗降人員	前年比	乗降人員	前年比
2年度	17,085	69.2%	5,668	80.2%	10,219	78.4%
3年度	19,935	116.7%	5,853	103.3%	11,013	107.8%
4年度	23,158	116.2%	6,381	109.0%	12,103	109.9%
5年度	23,740	102.5%	6,624	103.8%	12,741	105.3%
6年度	24,712	104.1%	6,949	104.9%	13,333	104.6%

※資料提供:多摩都市モノレール(株)

## 放置禁止区域内の放置自転車等撤去・返還台数

### 1. 撤去台数

単位:台

年度	東大和市駅		玉川上水駅		武蔵大和駅		上北台駅		桜街道駅		合計	
	自転車	原付	自転車	原付	自転車	原付	自転車	原付	自転車	原付	自転車	原付
2年度	50	0	36	0	8	0	25	0	10	0	129	1
3年度	35	1	28	0	13	0	15	0	3	0	94	0
4年度	53	0	26	0	12	0	46	0	10	1	147	1
5年度	55	2	28	0	9	0	41	0	4	0	137	2
6年度	53	0	35	0	7	0	32	0	7	0	134	0

### 2. 返還台数と返還率

単位:台

年度	撤去台数		返還台数		返還率(%)	
	自転車	原付	自転車	原付	自転車	原付
2年度	129	0	60	0	46.5	-
3年度	94	1	38	1	40.4	100.0
4年度	147	1	75	1	51.0	100.0
5年度	137	2	61	1	44.5	100.0
6年度	134	0	58	0	43.3	-

### 3. 年間撤去回数

(単位:回)

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
回数	71	71	73 注1)	69	51

注1)73回のうち1回は委託業者なしで実施した。

公共自転車等駐車場有料化(平成29年度)後の撤去は、令和6年度以降、平日半日を単位として基本的に週1回実施している。(放置自転車等撤去作業委託)

#### 【撤去方法】

駐輪指導員が警告札を貼付してから、おおむね1時間を経過してもなお放置されている状態にある場合に撤去する。

## 放置自転車のリサイクル

### 1 内 容

条例に基づき駅周辺の放置禁止区域内で撤去した放置自転車のうち、保管期間（撤去後6か月）が過ぎた自転車を有効活用するため、東京都自転車商協同組合大和村山支部と協定を結び、平成13年7月から放置自転車のリサイクルを実施している。

自転車を市からリサイクル協力店へ無償譲渡し、リサイクル協力店で整備・再生後、販売価格の上限を10,000円未満として販売している。

### 2 東大和市自転車リサイクル協力店

店 名	住 所	電話番号
小 樽 自 転 車 店	南街2-111-4	561-0722
十文字サイクル	南街2-79-13	561-3816
サイクルショップサイトウ	上北台1-902-178	843-6656

※サイクルショップサイトウは、令和元年8月28日付けで協力店に指定

### 3 実 績

年 度	対象台数（台）	譲渡台数（台）	リサイクル率（％）
2	137	33	24.1
3	47	15	31.9
4	60	19	31.7
5	65	27	41.5
6	71	33	46.5

## 自転車等駐輪指導員の配置状況

件名	場所	配置時間帯	人数	配置		勤務日		
				東大和市	武蔵村山市			
自転車等駐輪 指導委託	東大和市駅	8:00～11:00	2人	○		年末・年始 (12/29～1/3)を 除く、毎日		
		13:00～16:00	2人	○				
	玉川上水駅	8:00～11:00	2人	○				
		13:00～16:00	2人		○			
	武蔵大和駅	8:00～11:00	1人	○				
		13:00～16:00	1人	○				
	上北台駅	8:00～11:00	2人	○				
		13:00～16:00	2人		○			
	桜街道駅	8:00～11:00	1人	○				
		13:00～16:00	1人		○			
	合計人員			16人	11人		5人	

※委託先は、各市シルバー人材センターに委託している。

※武蔵村山市民の利用者が多いモノレール3駅については、午後の時間帯を武蔵村山市の予算で指導員を配置してもらっている。

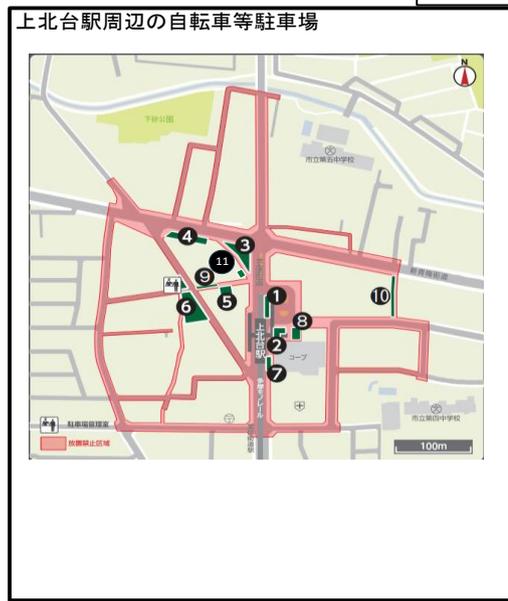
※武蔵大和駅については、平成31年度から午前2人⇒1人・午後2人⇒1人とした。

※桜街道駅については、令和2年度から午前2人⇒1人・午後2人⇒1人とした。

※令和8年度以降は午前午後ともに各駅1人とする予定。

本資料は、部外秘となるため、公開しておりません。

# 各駅周辺の自転車等駐車場の位置図



## 【各駅周辺の自転車等駐車場の名称】

駅	No	名称
東大和市駅	①	西武スマイルパーク東大和市駅前第1駐輪場
	②	西武スマイルパーク東大和市駅前第3駐輪場
	③	西武スマイルパーク東大和市駅前第4駐輪場
	④	西武スマイルパークBIGBOX東大和駐輪場
	⑤	西武スマイルパーク東大和市駅高架下駐輪場
	⑥	小平市営有料自転車駐輪場
	⑦	西武スマイルパークBIGBOX東大和第2駐輪場
武蔵大和駅	①	武蔵大和駅第1公共自転車等駐輪場
	②	武蔵大和駅第2公共自転車等駐輪場
	③	西武スマイルパーク武蔵大和駅前駐輪場
	④	サイクルダイチ武蔵大和駅前駐輪場
	⑤	武蔵大和駅前駐輪場
玉川上水駅 (北側のみ)	①	玉川上水駅第1公共自転車等駐輪場
	②	玉川上水駅第2公共自転車等駐輪場
	③	玉川上水駅第3公共自転車等駐輪場
	④	玉川上水駅第4公共自転車等駐輪場
	⑤	玉川上水駅第5公共自転車等駐輪場
	⑥	玉川上水駅第6公共自転車等駐輪場
	⑦	西武スマイルパーク玉川上水駅北口駐輪場
	⑧	西武スマイルパーク玉川上水駅北口第2・3駐輪場
桜街道駅	①	桜街道駅第1公共自転車等駐輪場
	②	桜街道駅第2公共自転車等駐輪場
	③	桜街道駅第3公共自転車等駐輪場
	④	桜街道駅第4公共自転車等駐輪場
	⑤	桜街道駅前駐輪場
	⑥	桜街道駅前駐輪場・バイク駐輪場
上北台駅	①	上北台駅第1公共自転車等駐輪場
	②	上北台駅第2公共自転車等駐輪場
	③	上北台駅第3公共自転車等駐輪場
	④	上北台駅第4公共自転車等駐輪場
	⑤	上北台駅第5公共自転車等駐輪場
	⑥	上北台駅第6公共自転車等駐輪場
	⑦	上北台駅第7公共自転車等駐輪場
	⑧	上北台駅第8公共自転車等駐輪場
	⑨	上北台駅第9公共自転車等駐輪場
	⑩	上北台駅第10公共自転車等駐輪場
	⑪	ニラク上北台店駐輪場・バイク駐輪場

## 東大和市自転車等駐車対策協議会委員

(任期：令和7年12月1日～令和9年11月30日 利害関係者のみ)

構成	氏 名	摘 要	委員期間
利害関係者	た じま じゅん いち ろう 田 島 潤 一 郎	東大和市シニアクラブ連合会 理事	R7. 12. 1～
	たか はし まさ こ 高 橋 正 子	駅前南街通り商店会 会長	H29. 12. 1～
	おお くら かず ま 大 倉 一 馬	武蔵大和駅前通り商店会 幹事	R3. 12. 1～
	はっ とり まこと 服 部 誠	玉川上水駅前商店街 会長	R6. 6. 1～
	の の むら やす のぶ 野々村 泰 伸	清水自治会 会長	H29. 12. 1～
	せき や けん じ 関 谷 賢 治	都営桜が丘団地自治会 会長	R7. 12. 1～
	おお つき たか ひこ 大 月 孝 彦	栄二丁目自治会 会長	H30. 7. 1～
	い とう あき こ 伊 東 章 子	東京都立東大和高等学校 副校長	R7. 4. 1～
関係交通機関	よこ て かつ ゆき 横 手 克 之	西武鉄道株式会社 小川駅管区長	R7. 4. 1～
	まつ しま りゅう いち 松 島 竜 一	西武バス株式会社 小平営業所長	R6. 11. 1～
	やま かわ しげる 山 川 滋	立川バス株式会社 上水営業所長	R7. 7. 16～
	たか やなぎ じゅん いち 高 柳 淳 一	多摩都市モノレール(株) 運輸部課長 (施設担当)	R6. 4. 1～
関係行政機関	さかき ばら もと あき 榊 原 元 秋	都北多摩北部建設事務所 管理課長	R6. 4. 1～
	ご み まさ つぐ 五 味 正 継	北多摩西部消防署 警防課長	R7. 10. 1～
	かた ぎり たか し 片 桐 誉 之	東大和警察署 交通課長	R7. 8. 25～

会 長  
副 会 長

○東大和市自転車等駐車対策協議会規則

(委員の任期)

第4条 同規則第3条第2項第3号の委員（利害関係を有する者）の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## ○東大和市自転車等駐車対策協議会規則

平成 7 年 9 月 2 5 日

規則第 2 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東大和市自転車等放置防止等に関する条例（平成 7 年条例第 1 7 号。以下「条例」という。）第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、東大和市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 自転車等の駐車対策に関する重要事項の調査及び検討に関すること。
- (2) 自転車等の駐車対策に関する総合計画の策定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項（総合計画の策定に係る事項を含む。）について、市長に意見を述べることができる。

(組織及び委員)

第 3 条 協議会は、委員 1 5 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員 3 名以内
- (2) 関係交通機関の職員 4 名以内
- (3) 利害関係を有する者 8 名以内

(委員の任期)

第 4 条 前条第 2 項第 3 号の委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 名を置き、その選任方法は、会長は第 3 条第 2 項第 3 号の委員の互選により、副会長は会長の指名による。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 協議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、まちづくり部都市基盤課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第14号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月14日規則第13号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日規則第34号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日規則第10号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日規則第16号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。